CORPORATE PROFILE

ホイスト・クレーンのレンタル＆製造

株式会社 梅 月

クレーン製造認可 取得
福岡基　第 1084 号
福岡基発第 1075 号
福岡基　第　897 号

E-mail　info@umezuki.co.jp
https://www.umezuki.co.jp
クレーン梅月　検索

会 社 概 要

- 商　　号　株式会社 梅 月
- 創　　立　昭和 41 年 1 月
- 設　　立　昭和 45 年 5 月
- 資 本 金　5,000 万円
- 本 社 ・ 工 場　〒811-2112
  福岡県糟屋郡須恵町大字植木1278-1
  TEL:092-957-8150
  FAX:092-957-8160
- 敷 地 面 積　本社･工場　敷地面積 4,870.46㎡
  事務所棟　294.50㎡
  工　　場　858.90㎡
  倉　　庫　331.80㎡
- 役 員 氏 名　代表取締役会長　梅 月　喜子男
  代表取締役社長　梅 月　智　子
  取　締　役　野 中　通　治
  監　査　役　梅 月　千枝子
- 従 業 員　20 名
- 主な取引先　株式会社キトー
  鹿島建設株式会社
  誠新産業株式会社
  大成建設株式会社
  三菱電機FA産業機器株式会社
  清水建設株式会社
  日塗化学株式会社
  西松建設株式会社
  ユアサ商事株式会社
  株式会社日立物流
- 主な取引銀行　十八親和銀行東福岡支店
  北九州銀行博多駅東支店
  三井住友銀行福岡支店
- 営 業 内 容
  - ホイストクレーン事業部
    - ★営業課
    - ★メンテナンス課
  - 製造事業部
  - 機械工具事業部
  - 接着剤事業部
  - 特機事業部

2024.6.1

VARIOUS CRANE

Rental information and manufacturing information

CATALOG

UMEZUKI

Corporate information

レンタル情報・製造情報 & 会社案内

ホイスト・クレーンのレンタル＆製造

株式会社 梅 月

https://www.umezuki.co.jp

CREATION & CHALLENGE

創造と挑戦

梅月は1966年の創立以来、日本初のホイストクレーンのリース・レンタル事業を始め
接着剤、食品加工機械の開発等、埋もれていた市場ニーズの発掘に尽力してきました。

2010年には、3t以上のクレーン製造認可を取得
市場から求められていた
オーダーレンタルクレーンの短期納入を実現。
そして今

梅月は
更に

確かな良品を届ける為に

4,870.46㎡

と言う敷地を **選択**

全てに目が届き、耳が届く
理想の一極集中型・企業体系に進化！

素早い決断と細やかな対応が求められ、急速に変化してゆく時代進化において、「創造と挑戦」という社是を第一に、社員一同一体となって取り組んでまいります。

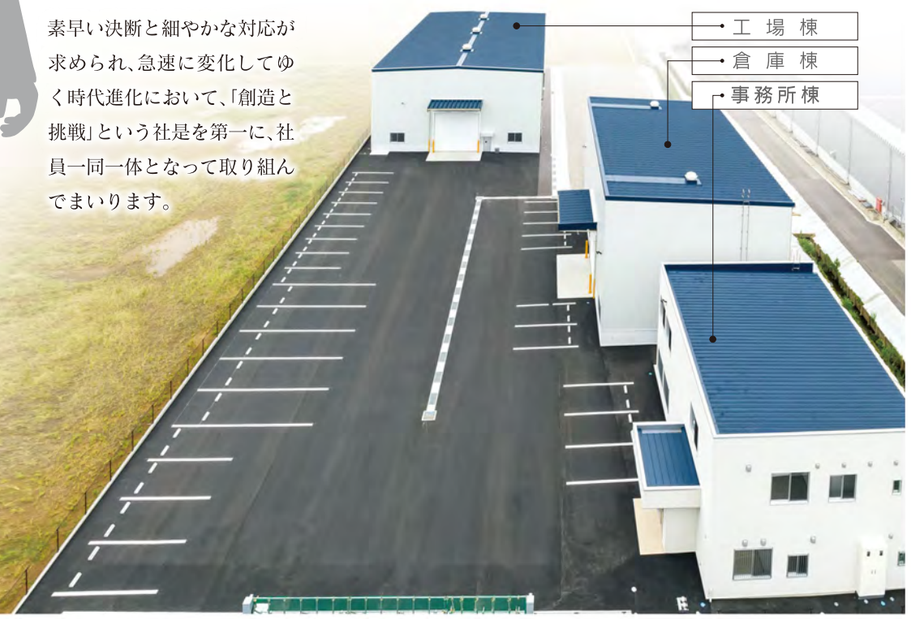

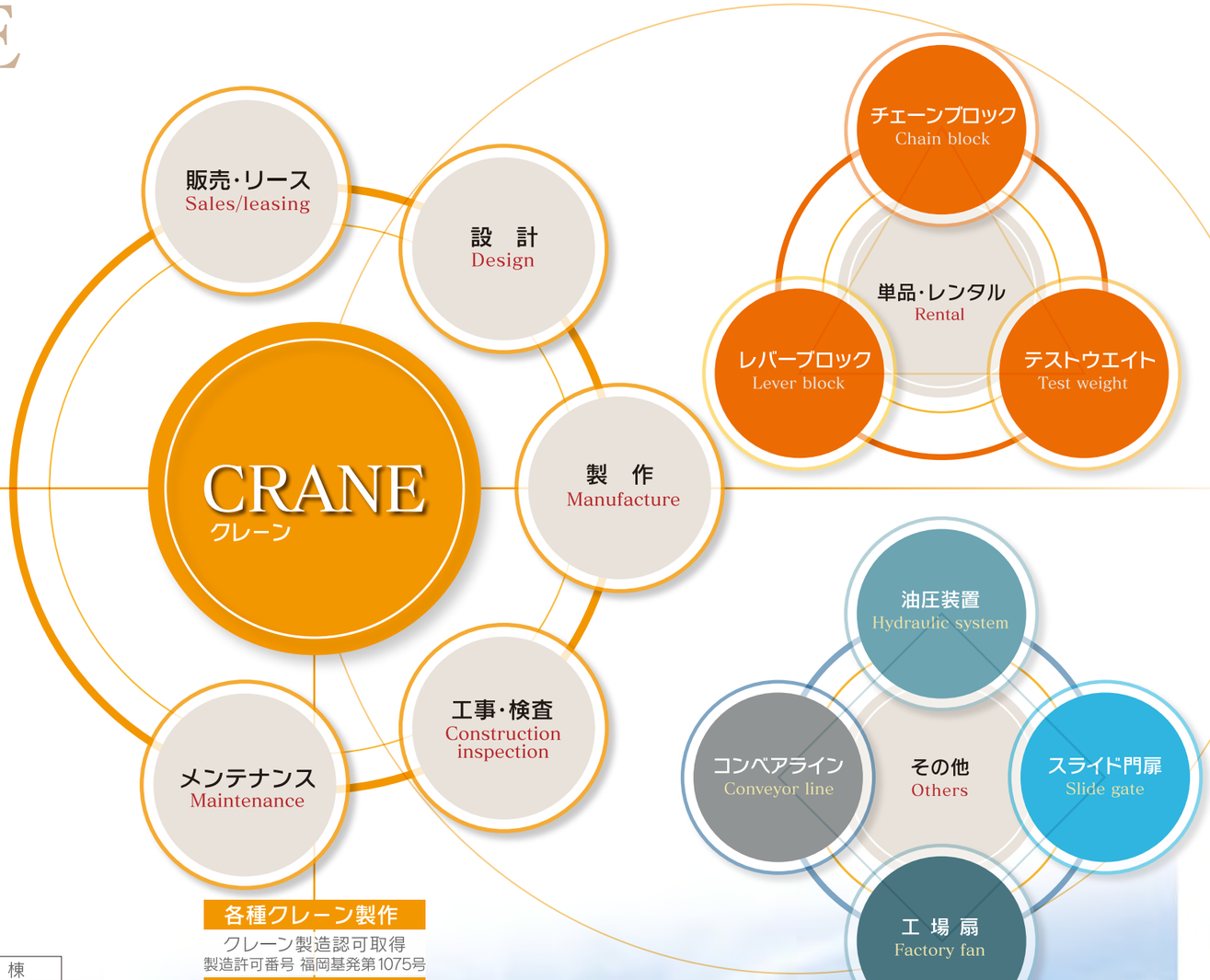

各種クレーン製作
クレーン製造認可取得
製造許可番号 福岡基発第1075号
- ホイスト式橋型クレーン
- ホイスト式天井クレーン
- テルハクレーン
- 吊り上げ荷重20.3t

事務所棟

倉庫棟

工場棟

CEILING CRANE

天井クレーン

天井クレーン製作風景

天井クレーン上架風景

TYPE Variation

荷　重	仕　様	
～10t	スパン	5,000mm
	スパン	10,000mm
	スパン	15,000mm
	スパン	20,000mm
	スパン	25,000mm

- 据付、解体工事（3t以上の場合は落成検査）まで請負います。
- ニーズに合わせ、設計・製作工事もお受け致します。
- 無線操作式にも対応致します。
- 販売・リースの対応もお受け致します。

- 走行インバーター標準。

天井クレーン 工事実績

オーバーヘッド形天井クレーン 2.8t×S 25,000

UMEZUKI LEASE product

お客様のご要望にお答えするために、㈱梅月は独自の技術を活かし、製造を基本にしたレンタル業務を進めています。
現場ごとの異なる条件にあわせた機種の選定から設計、製作、施工まで理想の作業環境をトータルに提案しています。

天井クレーン 工事実績

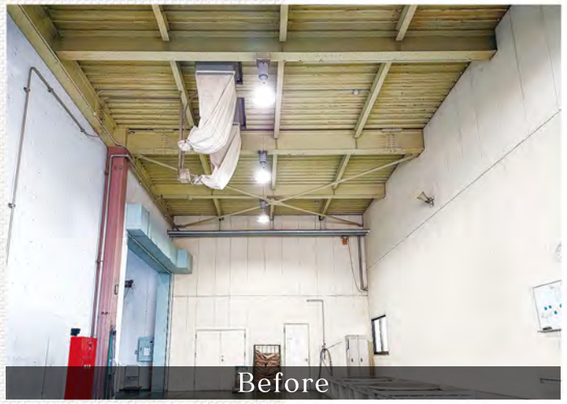
Before

After

サスペンション形天井クレーン 1.5t×S 11,235

BRIDGE TYPE CRANE

橋型(門型)クレーン

橋型クレーン　2.8 t × S 12,000×H 7,000

TYPE Variation

荷　重	仕　様
2.8t	スパン　5m、6m
	スパン　8m(片2m)、10m
	スパン　9m(片2m)、11m
	スパン 10m(片2m)、12m
5t	スパン　5m、6m
10t	スパン　6m
	スパン　9m

- 据付、解体工事(3t以上の場合は落成検査)まで請負います。
- ニーズに合わせ、設計・製作工事もお受け致します。
- 無線操作式にも対応致します。
- 販売・リースの対応もお受け致します。

- 走行インバーター標準。

橋型クレーン　10 t × S 15,000×H 8,000

UMEZUKI LEASE product

橋型(門型)クレーン 工事実績

仮設鉄筋加工ヤード(唐津市)

橋型クレーン　2.8t×S 15,000+3,000　揚程6m

梅月本社 屋外ヤード

橋型クレーン　4.8t×S 15,000×H 6,000

鹿島建設殿
(九州新幹線・長崎ルート・
新長崎トンネル)

橋型クレーン
2.8t×S 10,000×H 7,000

新誠建設殿
(大分市)

橋型クレーン
10t×S 9,000
(オールインバーター仕様)

TELPHER CRANE

テルハクレーン

テルハクレーン
10t　揚程20m

TYPE Variation

荷　重	仕　様
2.8t	4本脚
	(L=6,000×W=4,300×H=5,000)

- 新設工事･仮設工事共に請負います。
- 据付、解体工事(3t以上の場合は落成検査)まで請負います。
- 環境に合わせ、設計･製作工事もお受け致します。
- 無線操作式にも対応致します。

UMEZUKI LEASE product

テルハクレーン 工事実績

大成･佐伯JV殿
(大分県庁舎本館耐震化
事業工事)

仮設モノレール
テルハクレーン
2.8t×30m

レール･電気チェーンブロック
設置前

レール･電気チェーンブロック
設置後

大成･松尾･中野･九電工･佐電工･菱熱JV殿(九州重粒子線がん治療センター)

テルハクレーン(電気チェーンブロック)ショートヘッド形
15t揚程6m(ボギー式1台、標準1台) 2.8t揚程6m(標準3台)

テルハクレーン(電気チェーンブロック)
10t揚程6m(標準3台) 2.8t揚程6m(標準1台)

テルハクレーン(電気チェーンブロック)ショートヘッド形
15t揚程6m(ボギー式1台、標準1台) 2.8t揚程6m(標準3台)

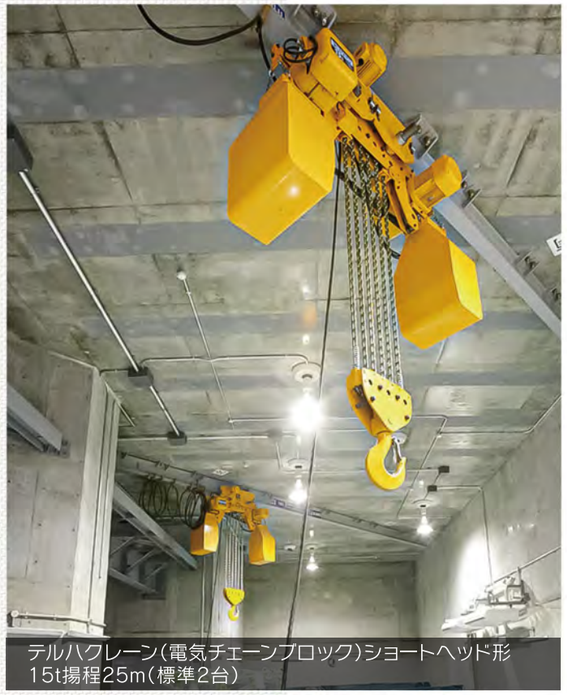

テルハクレーン(電気チェーンブロック)ショートヘッド形
15t揚程25m(標準2台)

OTHER CRANE

その他のクレーン

最適を用意
Prepare the optimum

創造と技術力で
Creativity and technology

求められた物を
What was sought

カタチにする
Make it into a shape

現場ごとに異なる条件にお応えするために、製造を基本とした梅月独自のオーダーシステムをご提案しています。
設計・機種選定から製作、施行までトータルでご提案し、お客様が求める理想の作業環境を実現させていただきます。

その他のクレーン 工事実績

250kgライトクレーン
(L 4,000×W 4,000×H 4,000)独立柱含む

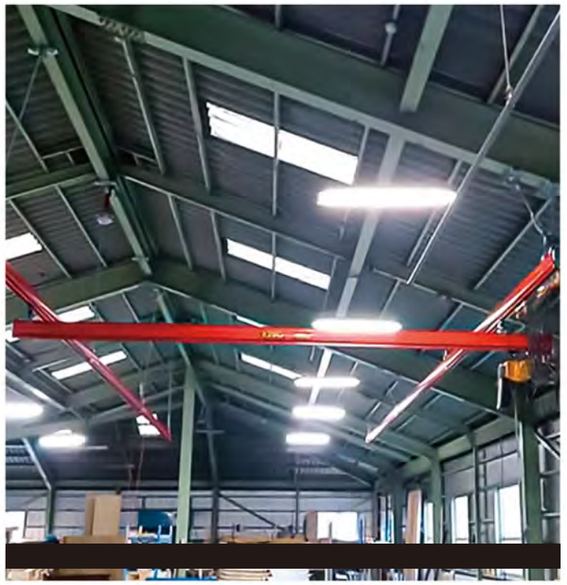

125kgライトクレーン
(L 12,000×W 5,000×H 3,500)

その他のクレーン 工事実績

ウォール形ジブクレーン
(490kg×S 7m)

ウォール形ジブクレーン
(1t×S 3m)

現場に合わせた各種クレーンをご用意致します

1tポータブル門形クレーン
(W=1,700～2,320mm　H=2,002～2,500mm)

ピラー形ジブクレーン
(1t×S 3m ドブメッキ仕様)

Before painting

After painting

THOROUGH INSPERCTION

ご利用される皆様の信頼を裏切らないために ・・・・・

荷重試験機で徹底検証

様々な条件、状況下のもとで使用される、当社の製品は、お客様がご利用されるとき、なによりも安全と信頼をお約束したいのです。
だからこそ、その製品はあたりまえに「ベスト」でないといけないと考えております。その為には目録とおりのパフォーマンスが確実に実行出来るのか梅月では製品の「徹底検証」を行っております。

お客様の仕事場にある
梅月のレンタル製品は
常に BEST である
ことをお約束します。

UMEZUKI Rental product

キトー製 電気チェーンブロック（200V）

200 VOLT

荷　重	形　式	揚　程	重　量	1m増し増加重量
500kg	ER	15m	49kg	
1t	ER	6m・ 8m・15m・20m・36m	66kg	1.4kg
1.5t	ER	6m・12m・20m	76kg	2.3kg
2t	ER	6m・15m・30m・35m	116kg	2.3kg
2.8t	ER	6m・12m・15m・25m・35m・40m・70m	133kg	3.4kg
5t	ER	5m・ 9m・10m・15m・20m	163kg	5.8kg
10t	ER2	6m・15m	340kg・470kg	
30t	ER	15m	1,700kg	

※無線操作式も対応できます。

電動トロリ等との結合でもご利用できます。

・5t未満は特別教育、5t以上は技能講習の資格が必要となります。
・3t未満の場合は、クレーン設置報告書が必要となります。
・3t以上の場合は、クレーン設置届と落成検査が必要となります。

■ 電源コード・押しボタンコード長は、基本、チェーン揚程と同等ですが、変更の場合は、ご相談下さい。
■ 10t以上は、鋼製架台に収納し、貸出いたします。

UMEZUKI Rental product

200 VOLT キトー製 電動トロリ付チェーンブロック（200V）

- 無線操作式、高揚程対応できます。
- 電源コード、押しボタンコード長変更可能。
- 10t以上は鋼製架台に格納した状態で貸出いたします。
- プレーントロリ、ギャードトロリ結合式もご相談下さい。

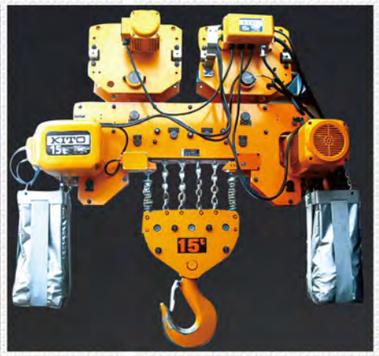

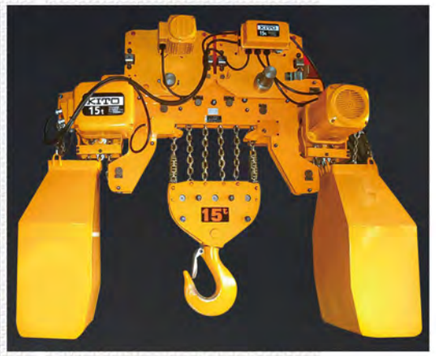

荷　重	形　式	揚　程	重　量	1m増し増加重量
500kg	ERM	15m	49kg	
1t	ERM	6m・ 8m・15m・20m・36m	66kg	1.4kg
	ER2M	20m		
1.5t	ERM	6m・12m・20m	76kg	2.3kg
	ER2M	20m		
2t	ERM	6m・15m・30m・35m	116kg	2.3kg
	ER2M	10m・20m		
2.5t	ER2M	10m・20m	154kg	2.8kg
2.8t	ERM	6m・12m・15m・25m・35m・40m・70m	133kg	3.4kg
10t	ER2M-10t	6m	432kg	
15t	SHER2M-15t	25m	1,100kg	
	SHER2M-15t ボギー式	6m	760kg	

・3t未満の場合は、クレーン設置報告書が必要となります。・3t以上の場合は、クレーン設置届と落成検査が必要となります。

UMEZUKI Rental product

キトー製 電気チェーンブロック（100V） 100 VOLT

- 無線操作式、高揚程への変更対応可能。
- 電動トロリ結合可能。
- 電源コード、押しボタンコード長変更可能。
- 10t以上は鋼製架台に格納した状態で貸出いたします。

荷　重	形　式	揚　程	重　量	1m増し増加重量
240kg	ED240	10m・15m・20m・30m	20kg	0.55kg
490kg	SF490	6m・12m	38kg・45kg	
1t	SF010	12m	65kg	

■ 電源コード長は、5mです。
■ 押しボタンコード長は、チェーン揚程と同等です。（一部除く）

リース／レンタル商品
各種クレーン
チェーンブロック
トロリ
レバーブロック
ロープホイスト
テスト用ウエイト

UMEZUKI Rental product

キトー製 手動チェーンブロック

荷　重	形　式	揚　程	重　量	1m増し増加重量
1t	CB-1t	2.5m･6m･ 8m	12kg	1.8kg
2t	CB-2t	3m･6m･ 8m	21kg	2.3kg
3t	CB-3t	3m･6m･10m	26kg	3.2kg
5t	CB-5t	3m･8m･18m	43kg	4.4kg
10t	CB-10t	3.5m･5m･10m	87kg	7.9kg
15t	CB-15t	3.5m･8m	160kg	11.4kg
20t	CB-20t	8m	366kg	

・プレーントロリ、ギヤードトロリとの結合でも御利用できます。
・手グサリ揚程は、チェーン揚程と同等です。(手グサリ揚程変更は、ご相談下さい)

UMEZUKI Rental product

キトー製 トロリ

● I型鋼、H型鋼に利用できます。

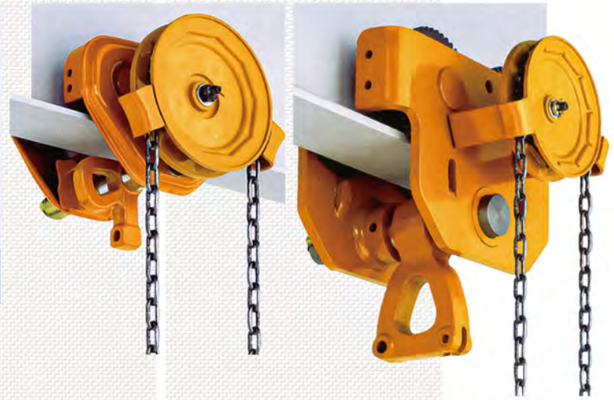

プレントロリ

荷　重	形　式	重　量
500kg	PT005	4.5kg
1t	PT010	8kg
2t	PT020	14kg
3t	PT030	23kg

・1tトロリは標準レール幅(75･100･125)
・1.5t～3tトロリは標準レール幅(100･125･150)

ギヤードトロリ

荷　重	形　式	重　量
1t	TG010	12kg
1.5t	TG015	18kg
2t	TG020	19kg
3t	TG030	27kg
5t	TG050	56kg
10t	TG100	110kg
20t	TG200	270kg

・ギヤードトロリの手グサリ長はご相談下さい。
・トロリ巾は200～300まで対応出来ます。

電動トロリ(200V)　200 VOLT

荷　重	形　式
1t	MS/MR010
1.5t	MR015
2t	MS/MR020
2.8t	MS/MR028
10t	MS100
30t	MR300

・トロリ巾は150～300まで対応出来ます。

UMEZUKI Rental product

キトー製 レバーブロック

荷　重	形　式	揚　程	重　量
1t	LB010	1.5m	6.2kg
1.6t	LB016	1.5m	8.3kg
3.2t	LB032	1.5m	16kg

三菱製 ロープホイスト

200 VOLT

ロープホイスト 普通型

■ 長揚程にも対応可能。走行式天井クレーンとあわせると作業効率が格段に上がります。

※レール幅やインバータの有無などはご相談下さい。

荷　重	形　式	揚　程
2.8t	U2-2.8	6m･24m
2.8t	S-2.8	12m･20m
2.95t	U2-2.95	30m
4.8t	S2-4.8	20m･30m
4.8t	U2-4.8	12m･20m･36m
10t	U2-10A	30m

ロープホイスト ローヘッド型

200 VOLT

■ 普通型よりもデットスペースを小さくしたホイストです。既設建屋が低い場合や、使用上有効揚程を拡大したい時に有効です。

※レール幅やインバータの有無などはご相談下さい。

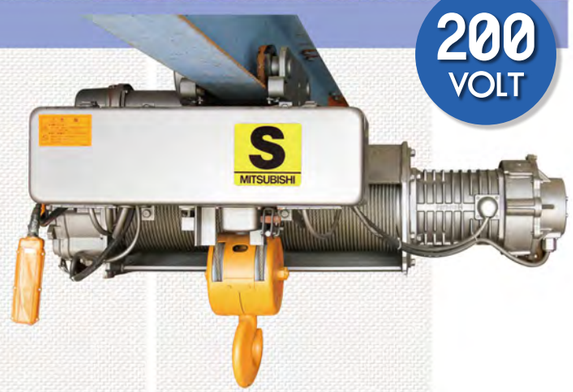

荷　重	形　式	揚　程
2.8t	S-2.8t-HD	12m

・3t未満の場合は、クレーン設置報告書が必要となります。
・3t以上の場合は、クレーン設置届と落成検査が必要となります。

UMEZUKI Rental product

テスト用ウエイト

● クレーン作業の必需品です。

10kg~25kg

■ 両端に吊金具がついた形状になっており、この吊金具にフックを掛けての使用が可能となっています。
中心に凹凸があり、積み重ねてのご使用でもずれ難くなっています。

重量(kg)	寸法(mm)※吊金具を除く		
	幅	奥行	高さ
10kg	250	250	22
20kg	250	250	44
25kg	250	250	55

50kg~3,000kg

■ 左右対称のブロック形状になっており、ワイヤー吊り用の溝加工が施されています。

重量(kg)	寸法(mm)		
	幅	奥行	高さ
50kg	500	300	55
100kg	500	300	100
250kg	900	500	85
500kg	900	500	170
1,000kg	900	500	325
2,000kg	2,000	1,000	155
2,500kg	2,000	1,000	189
3,000kg	2,000	1,000	223

※サイズ・数量はお問い合わ下さい。

Maintenance Division
メンテナンス事業部

クレーン保守・定期点検・修理・改修

様々な条件、状況下のもとで使用される、当社の製品は、お客様がご利用されるとき、
なによりも安全と信頼をお約束したいのです。
だからこそ、その製品はあたりまえに「ベスト」でないといけないと考えております。
その為には目録とおりのパフォーマンスが確実に実行出来るのか梅月では製品の
「徹底検証」を行っております。

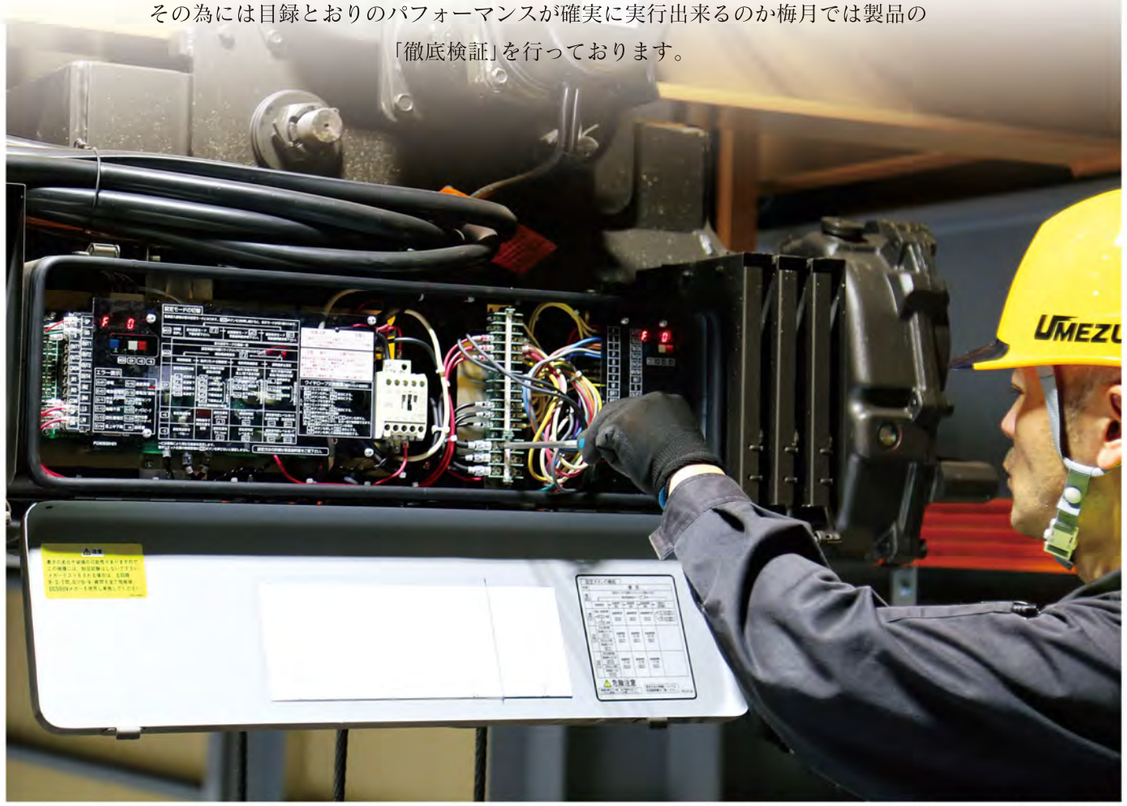

既設クレーン無線対応更新

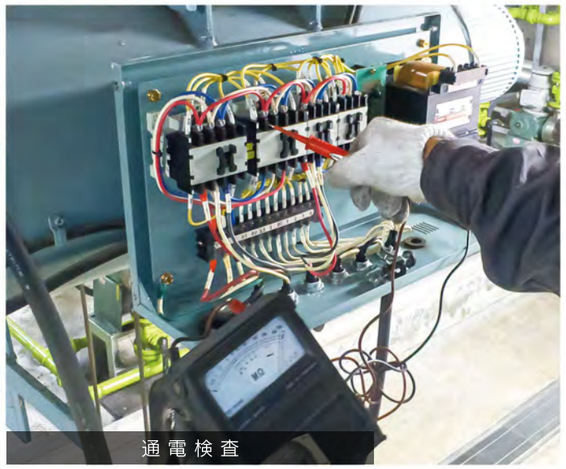
通電検査

Load Test
荷重試験

各種重量を取り揃えております。
荷重試験を実施の際に御利用ください。

※料金に関してはお問い合わせをお願いいたします。

・クレーン性能検査
・クレーン荷重試験　等

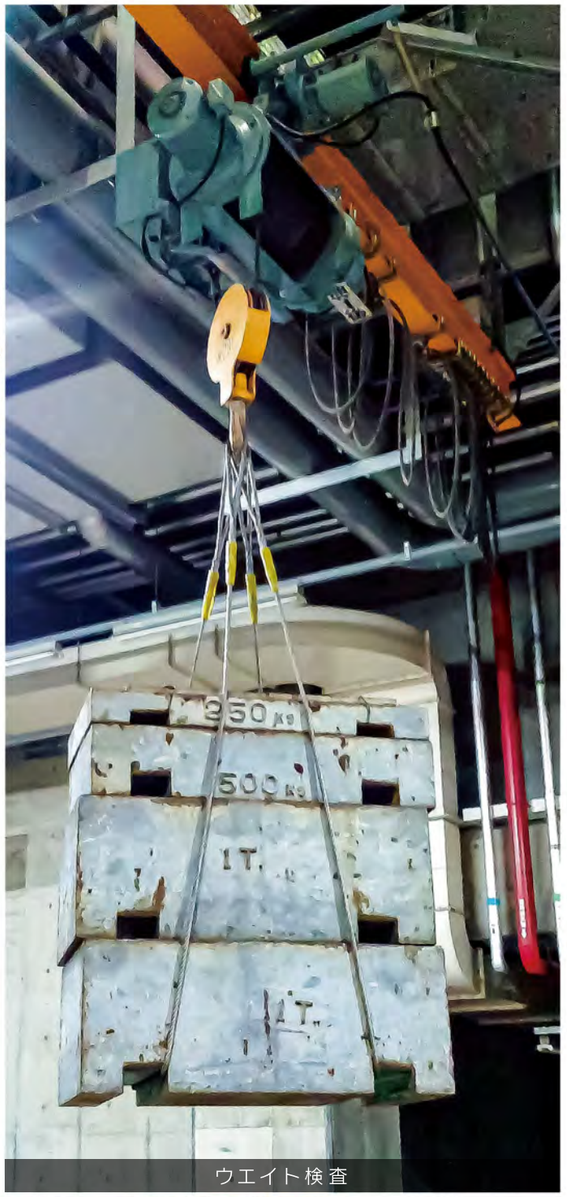

ウエイト検査

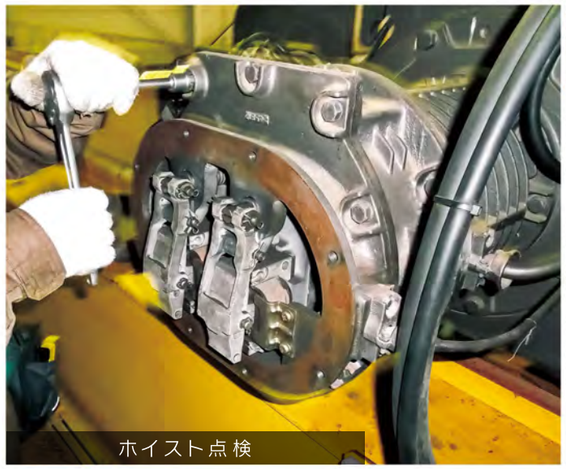
ホイスト点検

チェーンブロック修理

Manufacturing Division

製造事業部

設計力と製造力

企業力を支える梅月一番の自慢です。
信頼に裏付けされた設計を元に確かな熟練工によって
それは最高の製品に造りあげられます。

溶接風景

溶接風景

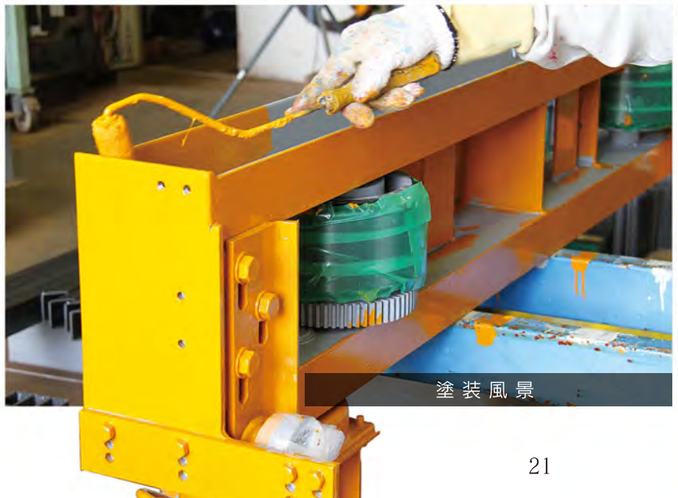

塗装風景

塗装風景

設計・機種選定から、製作・施行まで
万事お任せ下さい。

販売・レンタル対応

- 橋型(門型)クレーン
- 天井クレーン
  (トップラン型・サスペンション型)
- テルハクレーン

販売対応

- ジブクレーン
- フリークレーン
- その他 クレーン

Machine Tool Division
機械工具事業部

荷役・運搬・切削・測定作業工具・工作機械・電動・油圧・空圧・伝導装置

もっと、お客様のお役に立ちたい‥‥
しっかりとした、お役にたてる事業部として
お客様のご要望にしっかりとお答えします。

自動開閉屋根

油圧式昇降装置

鋼製スライド門扉(溶融亜鉛メッキ仕上げ)

コンベアライン

Corresponding to The Times
時代のニーズに対応

必要であれば即実行に移す行動力も自慢です。

車輌消毒ゲート

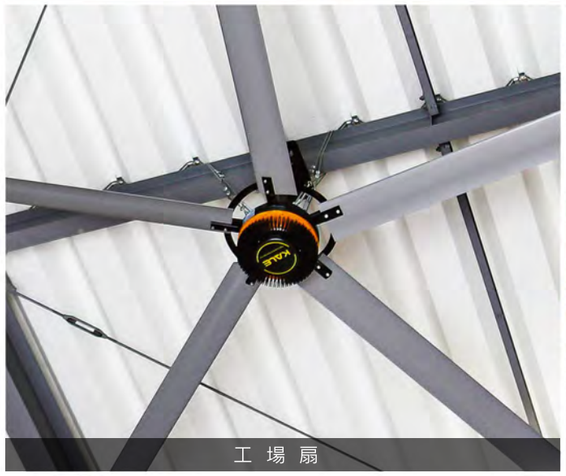
工場扇

車輌消毒ゲート(退出時)

UMEZUKI Legal proceedings

クレーン設置等 法的諸手続き

クレーンを設置する場合は、クレーン等安全規則によって製造許可・設置届・設置報告書の手続と設置後の点検が義務づけられています。

※つり上げ荷重とは定格荷重＋フック・クラブバケット等のつり具の荷重を言います。

クレーン製造業者

● つり上げ荷重 3t以上

製造許可 1

クレーン使用者

設置届 2
工事開始30日前

落成検査 3

検査証
有効期間2年

使用

日常点検

月例点検

年次点検

性能検査 4

変更届 5

変更検査

休止報告 6

使用再開 7

使用廃止 8

● つり上げ荷重 0.5t以上3t未満

設置報告書 9

荷重試験 10

使用

日常点検

月例点検

年次点検

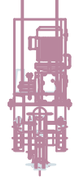

1 つり上げ荷重が3t以上のクレーンを製造する事業所はあらかじめ所轄都道府県労働局長の製造許可を受けなくてはなりません。

2 つり上げ荷重が3t以上のクレーンを設置する事業所は当該工事の開始日の30日前に所轄の労働基準監督署に設置届を提出し、設置許可を受けなければなりません。

3 設置許可を受け、クレーン設置工事完了後所轄労働基準監督署長の落成検査を受けなければなりません。合格するとクレーン検査証（有効期間2年）が交付されクレーンが使用できます。

4 検査証の有効期限の更新を受けようとする場合は、有効期限内に性能検査を受けなければなりません。

5 性能・構造を変更した場合、クレーン変更届を提出し変更検査を受けなければなりません。

6 クレーンを休止しようとする期間がクレーン検査証の有効期間を超える場合には、当該クレーン検査証の有効期間中に休止報告を提出しなければなりません。

7 使用を休止したクレーンを再び使用とする場合は、使用再開検査を受けなければなりません。

8 クレーンの使用を廃止した時は、クレーン検査証を返還しなければなりません。

9 0.5t以上3t未満のクレーンを設置する場合、あらかじめ所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出する必要があります。

10 設置したクレーンに定格荷重の1.25倍の荷重を負荷させ、荷重試験を行います。

0.5t以上のクレーンを設置した場合、日常・月例・年次点検を実施しなければなりません。
また、月例および年次点検記録は、3年間保存しなければなりません。

※設置報告書に記載する製造年月日は、クレーンガータまたはテルハクレーンの製造年月日を記載してください。
ホイストまたは、電気チェーンブロックの製造年月日ではありません。

クレーン御利用時、必要資格及び提出書類のご案内

■ クレーン運転者の資格

5t未満	クレーン運転の業務に係わる特別教育
5t以上	床上操作式クレーン技能講習

■ 玉掛け作業者の資格

1t未満	玉掛け業務に係わる特別教育
1t以上	玉掛け技能講習

■ クレーン無線操作

5t未満	クレーン運転の業務に係わる特別教育、床上操作式クレーン技能講習
5t以上	クレーン運転士免許

■ 労働監督署への提出書類

3t未満	設置報告書、落成検査なし
3t以上	設置届、落成検査あり

賃 貸 約 款

2024年6月1日現在

第1条(総則)
1.機械賃貸約款(以下「本約款」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2.乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて機械賃貸借及びこれに基づくサービス(以下「レンタル」という。)を提供する。
3.甲は、乙からレンタルをするに際し、レンタル物件を甲の事業として使用するために必要な技術、技能、知見を有した事業者であることを確認し、甲は、乙から引渡しを受けたレンタル物件をその責任において適切に使用、管理するものとする。

第2条(個別契約)
1.物件毎のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2.甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3.個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条(レンタル期間)
1.レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとする。
2.個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条(レンタル料)
1.レンタル料とは、物件の「賃貸借料」をいう。
2.レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
3.1日のレンタル料は、1日8時間以内の稼働に対する対価とする。この時間を超えて使用した場合、甲は乙に対し、追加レンタル料を支払うものとする。
4.レンタル料の支払日及び支払い条件等については別途合意するものとする。

第5条(基本整備料)
1.甲は、物件の引渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本料をご乙に支払う。

第6条(保証金)
乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。この保証金に利息は付さない。
乙は、甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金をもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。

第7条(物件の引渡し、免責)
1.甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書又は納品伝票を交付し、甲は借り受けた物件について乙の納品書又は納品伝票に署名し乙に交付する。
2.乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引渡さなければならない。
3.物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4.前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
5.乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
6.物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
7.乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、その責を負わない。

第8条(物件の検収)
1.甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する納品書又は納品伝票並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・機能及び数量等が契約に適合すること(以下、「契約適合性」という)について検収を実施し、物件に契約不適合のないことを確認する。
2.甲は、前項の検収時に契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。
3.前項による甲の通知を乙が受けた場合、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第9条(契約不適合責任)
1.乙は、甲に対する引渡し時において、物件が第9条1項で規定する契約適合性(ただし、第8条1項による甲の検収時にその発見が不可能又は著しく困難なものに限る)についてのみ、契約不適合責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。
なお、甲が乙に対し第8条2項所定の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能又は著しく困難なものであった場合を除き、物件は契約適合性を もって引渡されたものとする。
2.物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約における当該物件のレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3.物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第10条(物件の保守・管理、月次点検)
1.甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
甲は、物件の使用前には、必ず取扱方法を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
2.物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
3.月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
4.甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第11条(物件の検査)
1.乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第12条(禁止事項)
1.甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2.甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3.甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
① 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
② 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
③ 物件を本来の用途以外に使用すること
④ 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
⑤ 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
⑥ 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
⑦ 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと
4.甲は、この契約に基づき乙に対して負担する債務を、乙に対する債権をもって相殺することはできない。

第13条(環境汚染物質下での使用禁止)
1.甲は、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等(以下「汚染物質等」という。)の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
2.物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3.汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第14条(通知義務)
1.甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
① レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
② 住所を移転したとき
③ 代表者を変更したとき
④ 事業の内容に重要な変更があったとき
⑤ レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
2.物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第15条(個別契約満了時の措置と物件の返還)
1.個別契約満了時、甲は直ちに物件を乙の事業所内へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書又は引取伝票を交付する。
2.返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3.物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4.物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。
5.甲は物件の返還時に甲又はその従業員の私物、ゴミその他工事用廃棄物等を物件に残置しないことを確約する。万一、物件の返還時に甲が上記残置物を残した場合、甲は、当該残置物を乙が廃棄処分することを甲の責任において異議無く承諾する。
この場合、乙は当該物件の清掃費用、残置物の処分費用を甲に請求することができる。

第16条(物件についての損害補償)
1.地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、塩害、薬品、金属粉及びダストその他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損害又は損傷、滅失、盗難等が発生した場合、甲は本契約に定める義務を免れない。
2.物件の損傷に対して、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3.乙の許可無くバイオ燃料等指定外の燃料を使用し物件が損傷した場合、甲はその一切の修復費用を乙に支払う。
4.物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
5.物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支払う。

第17条(反社会的勢力等への対応)
1.乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び解除をすることができる。
① 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
② 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
③ 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき

第18条(不返還となった場合の損害賠償及び措置)
1.甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2.乙は、個別契約満了又は第25条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、必要な法的措置をとる。

第19条(個人情報の利用目的)
1.乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
① 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び調査等を行うため
② 物件が不返還になった場合に、前条第2項の措置を行うため
2.前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第20条(個人情報の登録及び利用の同意)
1.甲又は甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることがあり、それに同意する。
① 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
② 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
③ 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
④ 物件の不返還があったとき
⑤ レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき
2.前項の情報は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者によって契約締結の際の審査のために利用されることがある。

第21条(GPS機能)
1.甲又は甲の指定する使用者は、レンタル物件に全地球測位システム(GPS機能)や機械稼働情報記録装置が搭載されている場合があり、乙所定のシステム及び物件本体に位置情報、機械稼働情報が記録されること、及び乙が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾する。
① レンタル物件の場所・使用状況等を認識する必要があると乙が判断したとき
② レンタル物件の管理並びに、事故、盗難、不法盗難時の対応に利用するとき
③ このサービス品質向上の為、また顧客満足向上の為のマーケティング分析に利用するとき
④ 法令や政府機関等により情報の開示を要求されたとき

第22条(IoTデータの取得、使用)
1.甲は、IoT技術を活用した乙のレンタル業務におけるサービス向上、業務の効率化を図るため、乙が甲に対しレンタルした物件から、当該物件の使用状況に関する甲のデータを取得し、乙及びこの関連会社の事業活動に必要な範囲において、乙又は乙が委託した第三者が、これを使用、分析することを異議なく承諾する。

第23条(保険)
1.乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険(対人・対物・搭乗者)に、その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。なお、保険料はレンタル料に含む。
2.前項の保険においては、地震、津波、噴火等の自然災害、甲の故意又は重大な過失その他の各保険契約に関する保険約款の免責条項に定める事由に起因する損害は填補されない。
3.甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をとると共に直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第25条(契約の解除)
1.乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。
① 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
② レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
③ 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
④ 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
⑤ 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
⑥ 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
⑦ 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
⑧ レンタル利用に関して、不正な行為(違法行為又は公序良俗に違反する行為等)があったとき
2.前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還するとと共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
3.甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第25条(契約解除の措置)
1.甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに乙の事業所内に返還する。
2.甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、物件に損害がある場合は甲はその損害を負担する。
3.返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4.甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5.物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6.甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7.契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。
8.契約解除後、乙が甲にレンタルした全ての物件内の残置物について、甲は所有権を放棄するものとし、甲は乙において、自由に撤去処分することについて異議を申し立てない。当該撤去費用にかかる費用については、甲の負担とする。

第26条(中途解約)
1.個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が妥当と認めた場合はこの限りではない。
2.前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第15条の規定に基づく手続を履行する。

第27条(解約損害金)
第24条及び第26条により、物件が返還された場合は、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえ損害金を定める。

第28条(遅延損害金、弁護士費用の負担)
1.甲は、この約款に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金の償還を怠ったときは、甲は、支払うべき金額に対し支払期日の翌日又は立替払日からその完済に至るまで、年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払う。
2.前項の場合、及び、個別契約終了後に甲が物件の返還に応じない場合、乙は、甲に対する違約金として、甲に対する法的請求、若しくは法的措置に要した乙の一切の弁護士費用を甲に対し請求できるものとする。

第29条(秘密の保持)
1.甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

第30条(連帯保証人)
1.甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負うものとし、レンタル基本契約書で有効期限が自動更新された場合にも、自動更新後の甲の債務を連帯保証する。
2.連帯保証人は、別途定める極度額を限度として(連帯保証人が個人の場合に限る)、甲乙間の本契約及び個別契約に定める甲の一切の債務を連帯保証する。

第31条(公正証書)
1.甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第32条(専属的合意管轄)
1.レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判籍とする。

第33条(補則)
1.本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。